

表式第三号(表回)中

老人保健法による指定		—	年	月	日指定
介護保険法による指定 (訪問看護)					
—	年	月	日指定		

医療施設のうち「老人保健施設」又は「指定(老人)訪問看護事業者」や「指定訪問看護事業者」及び「(老人)訪問看護ステーション」や「訪問看護ステーション等」に於ける「居宅型(個別)」の医療施設のうち「(老人)訪問看護ステーション」や「訪問看護ステーション等コーナー」に於ける「居宅型(個別)」の医療施設のうちの「指定老人訪問看護」や「指定居宅サービス(訪問看護事業者)」に於ける「居宅型(個別)」の医療施設のうちの「特設予防法」の次に並びに介護保険法(訪問看護)を加える。

様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第三号の二（第十条の二関係）

(背面)

生活保護法指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

名 称			
所 在 地			
管 理 者 氏 名			
医療機関コード等			
施設又は実施する事業の種類			
事業等開始(予定)年月日			
事業又は施設の種類			
既指定を受けている事業又は施設	指定年	指定月	指定日

[illegible]

平成 年 月 日

廠
知市長

申請者 住氏 所名 (印)

(裏面)

注意事項

1. この書類は、都道府県知事（指定都市等市長）あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。

2. 貴機関等が指定された場合には、都道府県（指定都市等）告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載頁數

1. 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者が申請する場合には、その事業の種類及びその開設する居宅介護事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者が申請する場合には、その開設する居宅介護支援事業所ごとに記載してください。

2. 「名称」欄は、銘柄等を用いることなく、開股許可又は指定を受ける正式な名称を用いて記載してください。

3. 「管理者氏名」欄は、管理者を配置している場合に、当該管理者の氏名を記載してください。

4. 「医療機関コード等」欄は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。複数のコードを有する場合には、そのすべてを記載してください。

5. 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回指定申請する施設又は事業を記載してください。

6. 「既に指定を受けている事業又は施設」欄は、すでに本法による指定を受けている事業又は施設の種類及び当該指定又は開設許可を受けた年月日を記載してください。

なお、介護保険法施行法等の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては「12. 4. 1」と記載してください。

7. 「介護保険法の指定を受けている事業又は施設」欄は、介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。申請中の場合に、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載してください。なお、介護保険法施行法の規定に基づき指定等があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」と記載してください。

第十二条中「老人訪問看護事業」を「居宅サービス事業」に改める。

ビス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス」を加え、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「老人保健施設費に係る療養」及び「同法第六条第四項の規定による老人保健施設」を削り、「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に、「老人訪問看護事業」を「訪問看護事業」に改め、「事業所」の下に「又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス若しくは特例施設介護サービス費に係る施設サービス」を受けいた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基礎該当居宅サービス(以下この号において「基準該当居宅サービス」という)を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所若しくは同法第七条第十九項に規定する介護保険施設」を加え、同条第十一項中「第五号の六第三項」を「第五号の九第三項」に、「第五号の五第三項」を「第五号の八第三項」に改める。

第三十二条の七の見出しを「(令第二十九条の五第二項第四号ただし書、第七号ただし書及び第八号ただし書に規定する厚生省令で定める補正方法)」に改め、同条第一項中「第二十九条の五第一項第四号」を「第二十九条の五第二項第四号ただし書」に、「同項第八号」を「同項第八号ただし書」に、「賦課額」を「基礎賦課額」に、「賦課限度額」を「基礎賦課限度額」に改め、同条第二項中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「賦課限度額」を「基礎賦課限度額」に、「第二十九条の五第一項第一号の賦課総額」を「第二十九条の五第二項第一号の基礎賦課総額」に改め、同条第三項中「第二十九条の五第一項第七号」を「第二十九条の五第二項第七号ただし書」に、「同号」を「同号ただし書」に、「同項第八号」を「同項第八号ただし書」に改め、第三号の三中間条を第三十二条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

(令第二十九条の五第四項第四号ただし書、第五号ただし書及び第六号ただし書に規定する厚生省令で定める補正方法)

第三十二条の十 令第二十九条の五第四項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第六号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均等所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(以下「補正前の保険料の介護納付金賦課額」という)が介護納付金賦課限度額を上回る世帯に属する介護納付金賦課被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均等所得割率及び均等資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均等所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の保険料の介護納付金賦課額(当該介護納付金賦課額が介護納付金賦課限度額を超える場合は、当該世帯主に対する保険料の介護納付金賦課額を介護納付金賦課限度額として計算した介護納付金賦課額)の総額のうち介護納付金賦課被保険者に係る所得割額及び資産割額が、それぞれ令第二十九条の五第四項第一号の介護納付金賦課総額のうち所得割額及び資産割額に等しくなるよう計算して得た率とする。

3 前二項の補正は、令第二十九条の五第四項第五号ただし書の規定に基づき所得割額を算定する市町村における同号ただし書の各種控除後の総所得金額等、市町村民税所得割額、市町村民税額又は道府県民税額等及び同項第六号ただし書の固定資産税額等の補正について準用する。この場合において前二項中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは、それぞれ「各種控除後の総所得金額等」、「市町村民税所得割額」、「市町村民税額」又は「道府県民税額等」と読み替える。

第三章の二 第三十二条の六を第三十二条の八とし、第三章中第三十二条の五を第三十二条の七とし、第三十二条の四を第三十二条の六とする。

第三十二条の三 第三十二条の二を「第六十三条の二第一項又は第二項」に改め、同条を第三十二条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額の控除)

第三十二条の五 保険者は、法第六十三条の二第三項の規定により、一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該世帯主又は組合員に通知しなければならない。

一 法第六十三条の二第三項の規定により一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除する旨

二 一時差止に係る保険給付の額

三 控除する滞納額及び当該滞納額に係る納期限

第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

(法第六十三条の二第一項の厚生省令で定める期間)

第三十二条の二 法第六十三条の二第一項の厚生省令で定める期間は、一年六月間とする。

附則第十七項中「附則第十三項」を「附則第十二項」に、「第三十二条の六」を「第三十二条の八」に改める。

様式第一及び様式第一の二中「ことがありません」の下に「また、特別の事情がないのに納期限から一年間経過しても保険料(税)を滞納している場合、この証を返還していただきます」を加える。

様式第三中「(滞納)」の次に「及び滞戻」を加え、「及び滞戻(滞戻)」を「滞戻(滞戻)」に改める。

様式第四中「(滞戻)」を「(滞戻)」に改める。

様式第五中「(滞戻)」を「(滞戻)」に改め、「(滞戻)」の次に「(滞戻)」を加え、「(滞戻)」を「(滞戻)」に改める。

様式第六中「(滞戻)」を「(滞戻)」に改め、「(滞戻)」の次に「(滞戻)」を加え、「(滞戻)」を「(滞戻)」に改める。

様式第七及び様式第八中「(滞戻)」を「(滞戻)」に改める。

様式第九から様式第十の二まで中「(滞戻)」の次に「(滞戻)」を加え、「(滞戻)」を「(滞戻)」に改める。

(老人福祉施設施行規則の一部改正)

第一条 老人福祉施設施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条 老人福祉施設施行規則(昭和三十八年法律第三十三号)以下「法」という。(第五條の二第二項に規定する厚生省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要の便宜とする。

(法第五條の二第三項に規定する厚生省令で定める施設)

第一条の二 法第五條の二第三項に規定する厚生省令で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第三号に規定する施設その他の次に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第五條の二第三項に規定する厚生省令で定める便宜)

第一条の三 法第五條の二第三項に規定する厚生省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者又はその養護者に必要な便宜とする。

(法第五條の二第四項に規定する厚生省令で定める施設)
第一條の四 法第五條の二第四項に規定する厚生省令で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設であつて同項に規定する短期間の入所による養護を適切に行うことができる施設とする。

(法第六條の二に規定する厚生省令で定める施設)

第一條の五 法第六條の二に規定する厚生省令で定める施設は、老人介護支援センターその他これに準ずる施設であつて同条に規定する情報の提供並びに相談及び指導を適切に行うことができる施設とする。

第一條の七 第一項第七号中「又は老人短期入所事業」を「老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業」に改め、「施設」の下に「又は住居」を、「種類」の下に「痴呆対応型老人共同生活援助事業に係るものを除く。」を加え、「老人短期入所事業に係るものに限る」を「老人デイサービス事業に係るものを除く。」に改める。

第一條の九 第一号中「廃止」を「廃止し」に改める。

第二條 第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項

イ 施設の運営の方針
ロ 入所定員
ハ 職員の数及び職務の内容

五 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する事項に於ては、次に掲げる事項
イ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号) 第七條に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
ロ 入所者からの苦情を処理するために備する措置の概要

ハ 職員の勤務の体制及び勤務形態
ニ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第二十七條第一項に規定する協力病院の名称及び診療科目並びに当該協力病院との契約の内容(同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

第二條 第一項第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。
第四條 第三項中「若しくは特別養護老人ホームの入所定員を増加しようとするとき、又は」を「又は特別養護老人ホームに」に改める。

第四條の二 第一号中「廃止」を「廃止し」に改める。
第四條の三 第一号中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止若しくは休止又は入所定員の増加の届出」に改め、同条第一号中「廃止又は休止しようとする」を「廃止し、若しくは休止し、又は入所定員を増加しようとする」に改め、同条第二号中「廃止又は休止の」を「廃止し、若しくは休止し、又は入所定員を増加する」に改め、同条第三号中「現に」を「廃止し、又は休止しようとする場合にあつては、現に」に改め、同条に次の一号を加える。

五 入所定員を増加しようとする場合にあつては、増加後の入所定員

第五條の見出しを「養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止若しくは休止の時期又は入所定員の増加の認可の申請」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「廃止又は休止の」を「廃止し、若しくは休止しようとする場合にあつては、現に」に改め、同条第二号中「現に」を「廃止し、又は休止しようとする場合にあつては、現に」に改め、同条に次の一号を加える。

四 入所定員を増加しようとする場合にあつては、その年月日及び増加後の入所定員

第六條中「入所者」の下に「特別養護老人ホームにあつては、法第十一條第一項第二号の措置に係る者に限る。」を加える。

第七條中「市町村の行う介護の措置等及び老人の心身の健康の保持に関する措置に係る」を削り、「と市町村」の下に「老人居宅生活支援事業を行う者」を、「医療施設」の下に「老人クラブその他の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者」を加え、「福祉用具の展示及び紹介」を削る。

(戦傷病者特別優遇法施行規則の一部改正)
第十七條 戦傷病者特別優遇法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第三号(二)中 優待券(指定(老人)訪問看護事業用)

優待券(指定(老人)訪問看護事業用) 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

指定(老人)訪問看護事業用 指定(老人)訪問看護事業用

第一章の章名中、「老人保健施設療養費の支給」を削る。
 第一章第一項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第三項中「第百十六條の二」を「第百十六條の二第一項又は第二項各号」に改める。
 第四章第一項、第八條の二第一項及び第二項並びに第十條中「第二十五條第六項」を「第二十五條第七項」に改める。

第一章中「別表第一」を「別表」に改める。
 第十五條第二項を削る。

第二十三條の二中「第四十六條の五、第四十六條の五の三及び第四十六條の五の五」を「第四十六條の五の八及び第四十六條の七」に改める。

第一章第二節の二を削る。

第二十三條の九中「第二十八條の五」を「第二十三條の三」に、「老人訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション」に、「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に、「老人訪問看護事業」を「訪問看護事業」に改め、第一章第二節の三中間条を第二十三條の五とし、同条の前に次の二条を加える。

(法第四十六條の五の二第一項に規定する厚生省令で定める基準)
 第二十三條の三 法第四十六條の五の二第一項に規定する厚生省令で定める基準は、病状が安定期にあり、家庭において看護婦等(看護婦その他次条に規定する者をいう。以下同じ。)が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

(法第四十六條の五の二第二項に規定する厚生省令で定める者)
 第二十三條の四 法第四十六條の五の二第二項に規定する厚生省令で定める者は、保健師、保健士、看護士、准看護婦、看護士、理学療法士及び作業療法士とする。

第二十三條の十中「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に改め、同条を第二十三條の六とする。

第二十三條の十一中「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に、「第四十六條の五の二第五項」を「第四十六條の五の二第七項」に改め、同条を第二十三條の七とし、同条の次に次の一条を加える。

(審査及び支払に関する事務の委託)
 第二十三條の八 第二十一條第三項の規定は、法第四十六條の五の二第十項の規定により市町村が審査及び支払に関する事務を委託する場合について準用する。この場合において、第二十一條第三項中「国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。及び国民健康保険法第四十五條第六項に規定する厚生大臣が指定する法人」とあるのは、「国民健康保険団体連合会」と読み替えるものとする。

第二十三條の十二を削る。

第二十三條の十三中「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に改め、「において準用する法第四十六條の三」を削り、同条を第二十三條の九とする。

第二十三條の十四を第二十三條の十とする。

第一章第二節の三を第二節の二とする。

第二十三條の十五中「第四十六條の五の四」を「第四十六條の六」に改め、第一章第二節の四中間条を第二十三條の十一とする。

第二十三條の十六を第二十三條の十二とする。

第二十三條の十七第一項中「第四十六條の五の四」を「第四十六條の六」に改め、同条を第二十三條の十三とする。

第二十三條の十八を第二十三條の十四とする。

第一章第二節の四を第二節の三とする。

第二十七條中「老人保健施設療養費の支給」を削る。
 第一章の二を削る。

第三十條第一項第一号中「老人保健施設療養費の支給」を削る。
 第三十三條第二号中「第四十六條の五の五」を「第四十六條の七」に改め、同条第二号の二中「第四十六條の五の六第二項において準用する法第三十一條第二項」に改め、同条第二号の三中「第四十六條の五の三」を「第四十六條の五の八」に改め、同条第二号の四及び第二号の五を削る。
 附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とし、同項の次に次の五項を加える。

(介護保険法施行法第二十六條第一項の厚生省令で定める老人医療受給対象者)
 5 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十六條第一項の厚生省令で定める老人医療受給対象者は、病状が安定期にあり、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七條第二十二項に規定する介護老人保健施設において、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する老人とする。

(介護保険法施行法第二十六條第二項の厚生省令で定めるサービス)
 6 介護保険法施行法第二十六條第二項の厚生省令で定めるサービスは、食事の提供及び特別な療養の提供(当該療養室の提供に伴い必要となる費用の額に相当する部分に限る。)とする。

(医療費の支給申請の特例)
 7 介護保険法施行法第二十六條第一項の規定による医療費の支給を受けようとする者は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、次の事項を記載した医療費支給申請書を市町村長に提出して申請しなければならない。

一 施設療養(介護保険法施行法第二十四條の規定による改正前の法第四十六條の二第一項に規定する施設療養をいう。以下この項において同じ。)に相当するサービスを受けた特定老人保健施設(介護保険法施行法第二十六條第一項に規定する特定老人保健施設をいう。)の名称及び所在地

二 施設療養に相当するサービスの内容及び期間並びにその施設療養に相当するサービスが食事の提供又は特別の療養室の提供を含むものであるときはその旨

三 施設療養に相当するサービスを受けた費用の額

四 支給を受けようとする者が加入者となつてゐる保険者の名称及び事務所の所在地並びに被保険者証等の記号番号

五 健康手帳の医療受給者証の受給者番号

8 前項の申請書には、第二十二條第二項の規定にかかわらず、前項第三号に掲げる費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。

9 第十八條の二第三項の規定は、附則第七項の申請について準用する。

様式第二号中「第五項」を「第六項」に、「及び第五項第一号」を「第五項第一号及び第六項」に改める。

様式第三号中「第四十六條の五の五」を「第四十六條の七」に、「第四十六條の二第二項並びに第四十六條の四」を「第四十六條の五の二第二項並びに第四十六條の五の七」に改め、「老人保健施設療養費の支給」を削り、「第四十六條の五及び第四十六條の五の三」を「第四十六條の五の八」に、「十万円以下の割合」を「二十万円以下の割合」に改める。

様式第三号の二を次のように改める。

様式第3号の2 (第33条関係)

(表 面)

2 第三十一條第三項の規定は、前項の規定による罰則又は拘留については、同条第三項の規定は、前項の規定による制限について準用する。

老 人 院 監 視 員

(送審四十六条の五の大関係)

(面)

報
事

日 本 電 機 有 限 公 司

厚生大臣又は
都道府県知事

官職又は職名 氏 名

【摘要】

老人保屬証(抄)

第四十六條の五の六、厚生大臣又は都道府県知事は、老人防犯問題意識啓蒙の文告に關して必要なものと認めるときは、指定防犯問題事業者又は指定防犯問題事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業員であつた者（以下この項において「指定防犯問題事業者であつた者等」といふ。）に対し、報告若しくは報告書類の提出若しくは提示を命じ、指定防犯問題事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業員若しくは指定防犯問題事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に問答者に対して質問をせしめ、若しくは当該指定防犯問題事業者の当該指定に係る事業所について調査若しくは他の物件を調査させることができる。

備考 この用紙はA列7番とし厚紙を用い、中央の点線の所で二つ折りすること。

第百四十六條の五の三」および「第四十六條、第四十六條の二第二項、第三項及び第十項並びに第四十六條の四」および「並びに第四十六條」における「、」は、「、」と読み替へる。また「第四十六條の五及び」、指定老人訪問看護事業者について」「老人保健施設収容費の支給」「第四十六條の五及び」、指定老人訪問看護事業者について」とあるのは、

第百四十六條の五及び第百四十六條の五の三、

様式第四号中「三十万円」を「三十万円」に改める
(老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する)

第二十條 老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)改正

の一部を次のように改正する。

第二章中「老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百六号、以下「改正法」という。）」老人保健法等の一部を改正する法律（平成三年法律第百八十九号、以下「平成三年改正法」という。）」を附る。

第五條第一項中「第五十五條第一項第一号」を「第五十五條第一項第一号」に改め、同項第三号中「第五十六條第一項第一号」を「第五十六條第一項第一号」に改める。

第七條 第八條及び第九條第一項中「第五十五條第一項第一号イ」を「第五十五條第一項第一号」に改める。

第九條の二を削る。

第十條第二項中「第五十五條第三項」を「第五十五條第二項」に改め、同條第三項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第一項」に改める。

第十一條第二項中「第五十五條第三項」を「第五十五條第

第十二条及び第十三条中「第五十六条第一項第一号イ」を「第五十六条第一項第一号」に改める

第十四条第一項中「第五十六條第一項第一号」を「第五十六條第一項第一号」に改め、同項第二号中「第五十五條第一項第一号」を「第五十五條第一項第一号」に改める。

第十五条中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改める

第十六条第一項第二号中、「第四十六条の三第九項」を削り、「第四十六条の五の三第七項」を「第四十六条の五の二第九項」に、「第四十六条の三の二第十項（法第四十六条の五の三において準用する場合を含む）」を「第四十六条の五の二第十項」に改める。

第五十五條第一項第一号に掲げる部

將五十五條第一項第二号之規定を適用

第十七条の表中

第五十六條第一項第一号に掲げる部

第五十六條第二項第二号に掲げる額

卷

第五十五條第一項に掲げる部

第五十六條第一項に掲げる額

之

第十八条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とする。
附則第二条から附則第二十二條までを削る。

附則第二十三條第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第五十五條第三項」を「第五十五條第二項」に改め、同項を同条とし、同条を附則第二條とする。

附則第二十四條第一号中「健保法」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号、以下「健保法」という。）」に改め、同条を附則第三條とする。

附則第三十五條第一項第三号口中「同法」を「健保法」に改め、同項第三号口中「同法」を「民健康保険法」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第二十六條中「附則第二十四條」を「附則第三條」に、同條中「を」を「附則第三條中」に改め、同條を附則第五條とする。

附則第二十七條第一項第一号から第八号までを削り、同項第九号中「附則第二十五條第一項第一号口」を「附則第四條第一項第一号口」に改め、同号を同項第一号とし、同項第十号中「附則第二十五條第一項第二号口」を「附則第四條第一項第二号口」に改め、同号を同項第二号とし、同項第十一号中「附則第二十五條第一項第三号口」を「附則第四條第一項第三号口」に改め、同号を同項第三号とし、同項第十二号を同項第四号とし、同項第十三号を同項第五号とし、同条第二項を削り、同条を附則第六条とする。

附則第二十八條第一項から第三項までを削り、同条第四項の表中「附則第八條第一項第一号イ(1)」を「附則第八條第一項第一号イ」に改め、平成七年改正法附則第八條第一項第一号イ(2)に掲げる額を削り、「附則第二十五條第一項」を「附則第四條第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条第二項とし、同条を附則第七条とする。

附則第二十九條を削る。
(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)
第二十一條 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第十号を次のように改める。
十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設
(歯科衛生士法施行規則の一部改正)
第二十二條 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「(中)介護施設」を「(中)老人保健施設」に改める。
(老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の一部改正)
第二十三條 老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「指定老人訪問看護事業者又は、(以下)指定老人訪問看護事業者等」という、及び「老人訪問看護事業を行う事業所(以下「老人訪問看護ステーション」という。又はを削り、同条第二項中「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に、「第二十三條の十」を「第二十三條の六」に改める。

様式第一及び様式第二中
「老人訪問看護ステーション及び訪問看護ステーションの所在地及び名称」を「訪問看護ステーションの所在地及び名称」に改め、指定訪問看護事業者氏名」を「指定訪問看護事業者氏名」に改める。

様式第三中「(中)訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション」に改める。
(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第二十四條 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律施行規則(平成五年厚生省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。
(医療法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第二十五條 医療法施行規則の一部を改正する省令(平成六年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項ただし書中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。
(原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正)
第二十六條 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第四号中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四條ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六條の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者等」という)を「指定訪問看護事業者等(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四條ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第七條第八項に規定する訪問看護を行う者に限る)をいう。以下同じ)」に、「訪問看護ステーション又は老人訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は老人訪問看護事業を行う事業所をいう。以下「訪問看護ステーション」という)を「訪問看護ステーション等(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ)」に改める。

第十四條第二項第三号中「又は指定老人訪問看護」を「若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険法第七條第八項に規定する訪問看護に限る)」に改める。
第十七條第一項第三号中「老人保健法第四十六條の十七の八」を「介護保険法第七十七條第一項」に改める。

様式第五号、様式第七号及び様式第八号中「訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション等」に改める。
(言語聴覚士法施行規則の一部改正)
第二十七條 言語聴覚士法施行規則(平成十年厚生省令第七十四号)の一部を次のように改正する。
附則第四項第六号を次のように改める。
六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設
附則第四項第七号中「前六号」を「前各号」に改める。

附則
(施行期日)
第一條 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の日から施行する。
(老人保健施設療養費等の請求に関する省令の廃止に伴う経過措置)
第二條 この省令の施行の日(以下「施行日」という)前に行われた施設療養(介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第二十四條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号、以下「旧保健法」という)第四十六條の二第一項に規定する施設療養をいう。附則第十四條において同じ)に関する請求については、なお従前の例による。
(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第三條 この省令の施行の際現に交付されている第二條の規定による改正前の健康保険法施行規則様式第二号及び様式第二号ノ三による健康保険検査証は、それぞれ同条の規定による改正後の健康保険法施行規則(附則第六條において「新健康規則」という)様式第二号及び様式第二号ノ三によるものとみなす。
第四條 施行日前の勤務に服することのできない期間に係る健康保険の傷病手当金の支給の請求については、なお従前の例による。
第五條 施行日前の死亡に係る健康保険の埋葬料、埋葬費又は家族埋葬料の支給の請求については、なお従前の例による。
(指定老人訪問看護事業者の別段の申出)
第六條 介護保険法施行法第三十條ただし書の別段の申出は、指定訪問看護事業を行わない旨の申出書を老人保健法第四十六條の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護の事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。

2 前項の申出書については、新健康規則第四十七條ノ十の規定の例による。

(船舶保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七條 この省令の施行の際現に交付されている第三條の規定による改正前の船舶保険法施行規則様式第十号、様式第十一号ノ二及び様式第十一号ノ三による船舶保険検査証は、それぞれ同条の規定による改正後の船舶保険法施行規則様式第十号、様式第十一号ノ二及び様式第十一号ノ三によるものとみなす。

第八條 請求に係る期間が施行日前である船舶保険の債務手当金の支給の請求については、なお従前の例による。

第九條 死亡の日が施行日前である船舶保険の葬祭料の支給の請求については、なお従前の例による。

第十條 施行日前に受けた医療に係る予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一号に掲げる医療費及び医療手当の請求については、なお従前の例による。

第十一條 この省令の施行の際現にある第五條による改正前の医師法施行規則第四号書式による用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

第十二條 この省令の施行の際現にある第六條による改正前の歯科医師法施行規則第四号書式による用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

第十三條 この省令の施行の際現にある第七條の規定による改正前の医療法施行規則第三十一條、第三十二條、第三十一條の四及び第三十二條の規定により提出されている申請書は、それぞれ第七條の規定による改正後の医療法施行規則第三十一條、第三十一條の二、第三十一條の四及び第三十二條の規定により提出されているものとみなす。

第十四條 施行日前に行われた施設療養及び旧老健法第四十六條の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業による指定老人訪問看護(附則第二十六條において「指定老人訪問看護」という。)に係る診療報酬請求書の審査に關しては、なお従前の例による。

第十五條 この省令の施行の際現に交付されている第十條の規定による改正前の生活保護法施行規則(次項において「旧生活保護規則」という。)様式第一号及び様式第二号による証票は、それぞれ同条の規定による改正後の生活保護法施行規則様式第一号及び様式第二号によるものとみなす。

第十六條 この省令の施行の際現にある旧生活保護規則様式第三号及び様式第五号から様式第九号までによる用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

第十七條 介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十一年政令第二百六十二号)第十二条第一項に規定する厚生省令で定める者は、この省令の施行の際現に介護保険法施行法第二十六條第一項に規定する特定老人保健施設に入所している者であつて、施行後に保護を必要とする状態となるものとする。

第十八條 国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第十九條 第十五條の規定による改正前の国民健康保険法施行規則(次項において「旧国保規則」という。)の様式による国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則(次項において「新国保規則」という。)の様式によるものとみなす。

第二十條 この省令の施行の際現に交付されている旧国保規則の様式による国民健康保険検査証及び退職者医療検査証は、新国保規則の様式によるものとみなす。

第二十一條 老人福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第二十二條 この省令の施行の際現にある第十六條の規定による改正前の老人福祉法施行規則第三條第一項の規定による同令第二條第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出している社会福祉法人又は日本赤十字社は、第十六條の規定による改正後の老人福祉法施行規則第三條第一項の規定による同令第二條第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出したものとする。

第二十三條 この省令の施行の際現にある第十七條の規定による改正前の戦傷病者特別優遇法施行規則様式第三号(二)及び様式第十四号(二)による用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

第二十四條 (医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 施行日前に受けた医療に係る医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)第二十八條第一項第一号に掲げる医療費及び医療手当の請求については、なお従前の例による。

第二十六條 (老人保健法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 介護保険法施行法第二十五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧老健法第四十六條の二第一項の規定による老人保健施設療養費の支給に關する費用の額に係る保険者別医療費通知(介護保険法施行法第二十四條の規定による改正後の老人保健法第六十三條第一項の規定による通知をいう。)については、なお従前の例による。

第二十八條 この省令の施行の際現に交付されている第十九條の規定による改正前の老人保健法施行規則様式第二号、様式第三号、様式第三号の三及び様式第四号による老人保健検査証は、それぞれ同条の規定による改正後の老人保健法施行規則様式第二号、様式第三号、様式第三号の三及び様式第四号によるものとみなす。

(老人福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 この省令の施行の際現にある第十六條の規定による改正前の老人福祉法施行規則第三條第一項の規定による同令第二條第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出している社会福祉法人又は日本赤十字社は、第十六條の規定による改正後の老人福祉法施行規則第三條第一項の規定による同令第二條第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出したものとする。

第十九條 この省令の施行の際現にある第十七條の規定による改正前の戦傷病者特別優遇法施行規則様式第三号(二)及び様式第十四号(二)による用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

第二十條 (医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 施行日前に受けた医療に係る医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)第二十八條第一項第一号に掲げる医療費及び医療手当の請求については、なお従前の例による。

第二十二條 (老人保健法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 介護保険法施行法第二十五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧老健法第四十六條の二第一項の規定による老人保健施設療養費の支給に關する費用の額に係る保険者別医療費通知(介護保険法施行法第二十四條の規定による改正後の老人保健法第六十三條第一項の規定による通知をいう。)については、なお従前の例による。

第二十四條 この省令の施行の際現に交付されている第十九條の規定による改正前の老人保健法施行規則様式第二号、様式第三号、様式第三号の三及び様式第四号による老人保健検査証は、それぞれ同条の規定による改正後の老人保健法施行規則様式第二号、様式第三号、様式第三号の三及び様式第四号によるものとみなす。

第二十五條 (老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に關する省令の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 介護保険法施行法第二十八條の規定によりなお従前の例によることとされた旧老健法第四十八條第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用に係る医療費拠出金及び確定医療費拠出金(次条において「平成十二年度以前の年度の医療費拠出金」という。)の算定については、なお従前の例による。

第二十七條 平成十二年度以前の年度の医療費拠出金に係る老人保健施設療養費等概算率(旧老健法第五十五條第二項に規定する老人保健施設療養費等概算率をいう。)及び老人保健施設療養費等確定率(旧老健法第五十六條第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。)の公示については、なお従前の例による。

第二十八條 (社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十九條 この省令の施行の際現にある第二十一條の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二條第十号に規定する老人保健施設において相談援助の業務に従事した者については、第二十一條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二條第十号に規定する介護老人保健施設において相談援助の業務に従事した者とする。

第三十條 (老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に關する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 施行日前に行われた指定老人訪問看護に關する費用の請求については、なお従前の例による。

第三十二條 この省令の施行の際現にある第二十三條の規定による改正前の老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に關する省令の様式による用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

第三十三條 (原子爆弾被害者に対する援護に關する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 この省令の施行の際現にある第二十六條の規定による改正前の原子爆弾被害者に対する援護に關する法律施行規則様式第五号、様式第七号及び様式第八号による用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

第三十五條 第二十七條 老人福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置

第三十六條 この省令の施行の際現にある第二十八條の規定による改正前の老人福祉法施行規則第三條第一項の規定による同令第二條第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出している社会福祉法人又は日本赤十字社は、第二十八條の規定による改正後の老人福祉法施行規則第三條第一項の規定による同令第二條第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出したものとする。

第三十七條 この省令の施行の際現にある第二十九條の規定による改正前の戦傷病者特別優遇法施行規則様式第三号(二)及び様式第十四号(二)による用紙については、当分の間、これを取り續けて使用することができる。

第三十八條 (医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三十九條 施行日前に受けた医療に係る医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)第二十八條第一項第一号に掲げる医療費及び医療手当の請求については、なお従前の例による。

2 施行日前に受けた医療に係る原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第十七条第一項に規定する医療費及び同法第十八条第一項に規定する一般疾病医療費の支給の申請については、なお従前の例による。

（言語聴覚士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十八條 この省令の施行前に第二十七條の規定による改正前の言語聴覚士法施行規則第四項第六号に規定する老人保健施設において適法に言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第二条に規定する業務を業として行つた者は、第二十七條の規定による改正後の言語聴覚士法施行規則第四項第六号に規定する介護老人保健施設において適法に同法第二条に規定する業務を業として行つた者とみなす。

告 示

○郵政省告示第七百八十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五條の二十四第四号の規定に基づき、航空機地球局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成七年郵政省告示第四百四十一号（インマルサット航空機地球局の無線設備の技術的条件を定める等の件）は廃止する。

平成十一年十一月一日

郵政大臣 前島英三郎

一 一般的条件

1 航空機地球局で使用する通信チャネルはP、R、T及びCチャネルからなり、それぞれ次の条件を満たすものであること。

（一）Pチャネル

航空機地球局から航空機地球局への呼出し及びデータ伝送のためのチャネルである。このチャネルは、航空機地球局から常時送信される。

Pチャネルの技術的特性は、別表第一号のとおりとする。

（二）Rチャネル

航空機地球局から航空機地球局への呼出し及びデータ伝送のためのチャネルである。

Rチャネルの技術的特性は、別表第二号のとおりとする。

（三）Tチャネル

航空機地球局から航空機地球局へのデータ伝送のためのチャネルである。

Tチャネルの技術的特性は、別表第三号のとおりとする。

（四）Cチャネル

航空機地球局から航空機地球局へ及び航空機地球局から航空機地球局への音声又はデータを伝送するためのチャネルである。

Cチャネルの技術的特性は、別表第四号のとおりとする。

2 前号に定める各チャネルにおいて、二四ビットの航空機の識別信号が送信されること。

3 航空機地球局は少なくともPチャネル及びRチャネルにより航空機地球局と通信が可能であること。

4 Tチャネル及びCチャネルに使用する電波の周波数並びにTチャネルのタイムスロットは、航空機地球局から送信される信号を人工衛星局の中継により受信することにより、自動的に選択されること。

二 電氣的特性

1 送信装置

（一）等価平方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる空中線の区別に従い、同表の下欄に掲げる値以下であること。

空 中 線 の 区 別	等 価 等 方 輻 射 電 力
低利得空中線（絶対利得がおおむね〇デシベルであつて無指向性の空中線）	一三・五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）
高利得空中線（絶対利得がおおむね二二デシベルであつて指向性を有する空中線）	二五・五デシベル（一ワットを〇デシベルとする。ただし、許容偏差は（一）二二デシベルから（十）三・五デシベルまでとする。）

（二）等価平方輻射電力は、航空機地球局の制御により、少なくとも一五デシベルの範囲で一デシベルごと（偏差は（主）〇・五デシベル以内とする。）に調整できること。

（三）搬送波を送信していない場合にあっては、いかなる方向においても放射される等価平方輻射電力は（一）二四・五デシベル（一ワットを〇デシベルとした場合）を超えないこと。

（四）三次の相互変調は、次のいずれかによること。

（1）同一レベルの二つの搬送波を送信機が同時に励振した場合に、空中線入力端において搬送波レベルより二四デシベル以上低いこと。

（2）同一レベルの六つの搬送波を送信機が同時に励振した場合に、空中線入力端において搬送波のレベルより一八・三デシベル以上低いこと。

（五）線形高出力増幅器を使用する航空機地球局は、その高出力増幅器の出力を監視する機能を有すること。

（六）送信装置から副次的に発生する電波により一・五六五MHzから一・五八五MHzまでの周波数の電波を用いる他の無線局に有害な混信を与えないこと。

2 受信装置

（一）運用中は常時Pチャネルの周波数を受信するものであること。

（二）空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、低利得空中線の場合にあってはなるべく（一）二六デシベル以上、高利得空中線の場合にあってはなるべく（一）一三デシベル以上であること。

3 空中線等

（一）軸比は、方位角方向三六〇度、仰角五度から九〇度までの範囲（以下「航空機地球局の覆域」という。）内において、次のとおりであること。

（1）高利得空中線の場合にあっては六デシベル未満であること。

（2）低利得空中線の場合において、仰角五度から四十五度までの範囲内にあっては二〇デシベル未満、仰角四十五度から九〇度までの範囲内にあっては六デシベル未満であること。

（三）複数の空中線を使用する場合は、一方の空中線から他方のものへ自動的に切り替える機能を有すること。

なお、空中線の切替は四〇ミリ秒以内に終了すること。

（四）及び（五）に定めるもののほか、高利得空中線については次の条件を満たすこと。

（1）運用可能な周波数及び航空機地球局の覆域において、通信の相手方となる人工衛星局に対する利得は、当該人工衛星局から四十五度以上離れた他の人工衛星局に対する利得より、一三デシベル以上高いこと。

（2）航空機地球局の覆域内において、当該航空機地球局が仰角五度を超えない静止衛星軌道上にある人工衛星局に対して、第一号（一）の規定を満たす電波の放射が可能であること。

（3）ビーム走査型空中線において、電波の放射方向を隣接したビームの方向へ走査した場合に、空中線を通る高周波信号の位相差は九〇パーセントの確率で八度を、九〇パーセントの確率で一二度を超えないこと。

（4）空中線の指向方向は、通信の相手方となる人工衛星局に対して、その捕捉の開始から次の表に示す時間内に、運用時の利得から〇・五デシベル以内の精度で向けることができること。